

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和八年十月二十三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社芝中工務店

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県志木市柏町五丁目七番地十二

ハ 代表者の氏名

芝中 博

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般・ハ）第三〇五九一号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和八年十一月六日から同年十一月十二日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社芝中工務店は、一般建設業者が元請として下請契約を締結できる総額の上限を上回る下請契約を締結した。

これは、法第十六条第二号の規定に違反する。